

中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の取扱いについて

中小企業再生支援全国本部

平成23年11月22日、金融庁から『「資本性借入金」の積極的活用について』が公表されました。それを受け、中小企業再生支援全国本部では、中小企業再生支援協議会事業における既存の中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」(以下、協議会版「資本的借入金」)の条件等を見直し、『「資本性借入金」の積極的活用方針を受けた、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」』と題して、その目的、活用方法、条件等をホームページで公表致しました。

(平成24年4月6日、<http://www.smrj.go.jp/keiei/saiseishien/activity/048881.html>)

同時に金融庁においても、金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)を一部改定し、協議会版「資本的借入金」に該当する資本性借入金は、金融検査上、資本と見做すことができる、との見解が公表されています。

(平成24年4月6日、<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120406-3.html>)

内容としては、これまでの協議会版「資本的借入金」を、今般の『「資本性借入金」の積極的活用について』の方針に即して条件等を見直すことで、中小企業再生支援の裾野を広げていくことを目的としています。

今後、中小企業金融円滑化法の出口に向けた新たな再生支援手法として、協議会版「資本的借入金」が広く活用されることで、多くの資本不足に直面している中小企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につなげることが期待されています。本制度の趣旨を十分ご理解の上、積極的にご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q1、
金融庁から公表された、「資本性借入金」と、協議会版「資本的借入金」との違いについて

(答)

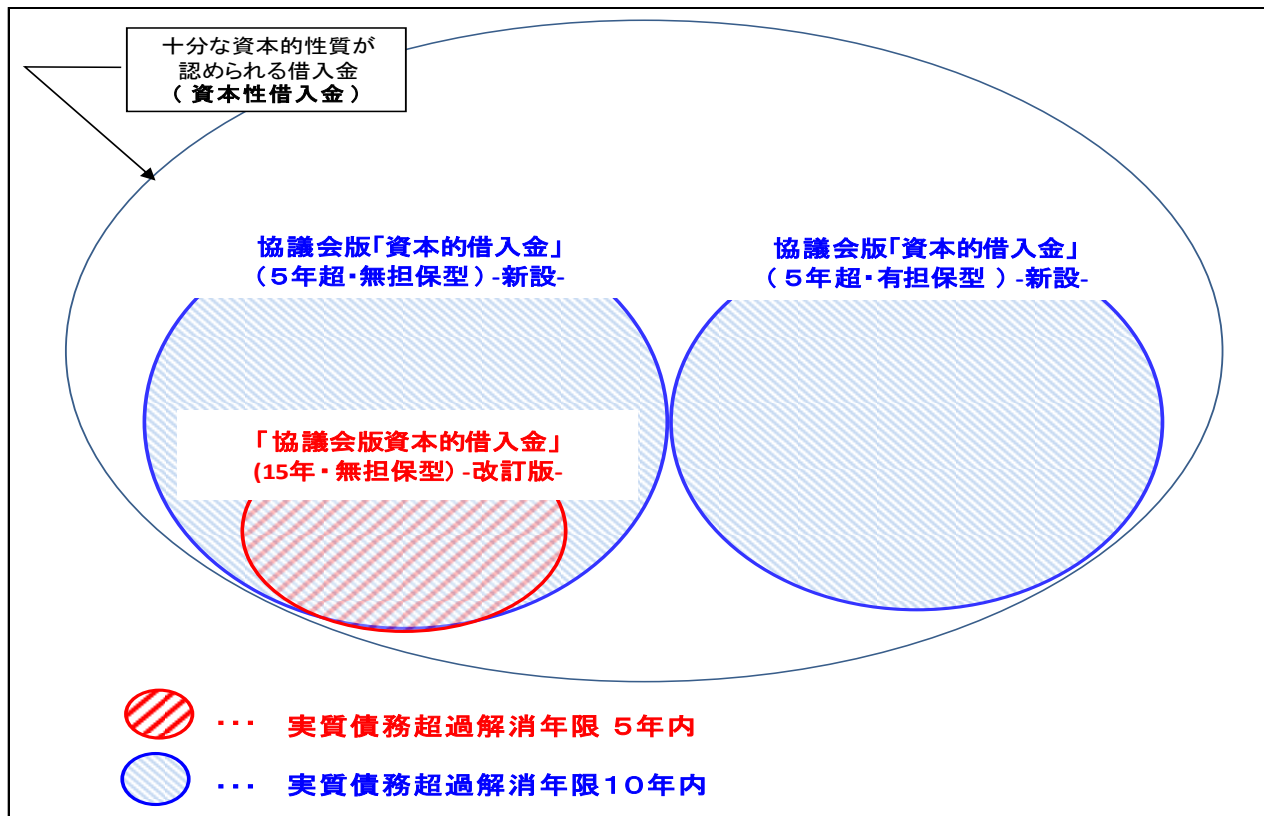
金融庁から公表された「資本性借入金」は、資本不足に直面している企業に対する積極的な活用を促すべく、金融機関にとってかなり裁量の幅を広く持った内容となっています。

金融庁が公表したFAQでは、「資本性借入金」の条件について、以下のとおり、明確化されています。

- ① 償還条件:「5年超」
- ② 金利設定:「事務コスト相当の金利の設定も可能」
- ③ 劣後性 :「必ずしも担保の解除は要しない(但し、一定の条件を満たす必要)」

協議会版「資本的借入金」は、上記の条件を満たしたうえで、中立・公正な立場から協議会が中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、『基本要領』という)に則って策定支援する再生計画における金融支援のひとつの手法として活用されるものであり、3種類の形式を定め、各形式の契約書の雛形が用意されています。従来からの「協議会版資本的借入金」を改訂した①協議会版「資本的借入金」(15年・無担保型)と、今回新設した②協議会版「資本的借入金」(5年超・無担保型)、同(5年超・有担保型)と、③金融庁が公表した「資本性借入金」との関係を表すと、下図の通りになります。協議会版「資本的借入金」は、いずれも金融検査上、資本と見做すことができます。

【図】中小企業に対する資本性借入金の位置づけ



※協議会版「資本的借入金」には該当しないものでも、助言等幅広く支援していく予定です。

Q2、
協議会版「資本的借入金」の商品性について

(答)

「資本性借入金」の積極的活用方針を受けて従来の「協議会版資本的借入金」を一部修正した<15年・無担保型>、新設した<5年超・無担保型>、同<5年超・有担保型>の3種類となります。

それぞれ、別の契約書雛形を用意しています。主な特徴は以下の表を参照ください。

協議会版「資本的借入金」の主な特徴

	協議会版「資本的借入金」 (15年・無担保型)	協議会版「資本的借入金」 (5年超・無担保型)	協議会版「資本的借入金」 (5年超・有担保型)
マニュアル上の定義	資本性借入金 資本的劣後ローン(准資本型)	同左	同左
貸出主体 【Q3参照】	金融機関等の債権者 (再生ファンドやサービサー、大口の仕入先などを含む)	同左	同左
対象先	『基本要領』における、再生計画策定支援対象企業(各地の中小企業再生支援協議会が第二次対応として認めた案件)とする なお、協議会版「資本的借入金」による支援先には、一行取引先を含む。	同左	同左
債務者区分 【Q7参照】	制限なし(破綻懸念先、要管理先等を想定)	同左	同左
貸出期間	15年一括返済	5年超に設定した期限に一括返済	同左
適用金利 【Q4参照】	事務コスト相当の金利設定可能 当初5年間は固定金利	同左	同左
期限前弁済の可否	原則として当初10年間は期限前弁済することはできない	債務者の申し出があり、全債権者の同意があればできる	同左
担保の取扱い 【Q6参照】	無担保	同左	有担保 【金融庁FAQ参照】
保証の取扱い 【Q10、Q11参照】	無保証	無保証 但し、例外あり【金融庁FAQ参照】	同左
劣後特約	あり 法的手続の開始決定時に、他の全ての債権(本資本的借入金と同条件のものを除く)に劣後。他の全ての債権が弁済された段階で償還請求権が発生する	同左	なし 但し、法的破綻に至るまでの間、他の債権に先んじて回収しない仕組みがある

	協議会版「資本的借入金」 (15年・無担保型)	協議会版「資本的借入金」 (5年超・無担保型)	協議会版「資本的借入金」 (5年超・有担保型)
クロスデフォルト	なし 但し、必要に応じ、クロスデフォルト条項を盛り込むことも可	同左	同左
計画要件 【Q5 参照】	『基本要領』に基づいた数値基準を満たす再生計画の策定が必要 (実質債務超過解消年限3～5年内) ⇒「実抜計画」に相当	同左 (ただし、実質債務超過解消年限10年内) ⇒「合実計画(実抜計画)」に相当	同左 (ただし、実質債務超過解消年限10年内) ⇒「合実計画(実抜計画)」に相当
コベナンツ 【Q8 参照】	債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること。	同左	同左
貸倒引当金の算定	最終改正平成24年1月12日付 日本公認会計士協会の「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」に基づく	同左	同左
資本みなし 逓減ルール	本資本的借入金のうち、償還まで相当の期間(5年以上)を有する残高の100%を資本と見做す一方、残存期間が5年未満となった部分については、1年毎に20%ずつ資本と見做す部分が逓減	同左	同左
資本みなし 取消要件	債務不履行等の期限の利益の喪失事由が発生した場合には、喪失の指示が行われない場合であっても、債務不履行状態の解消や条件の見直し等により喪失事由が解消するまでの間、通常の負債と見做して債務者区分の検討を行う	同左	同左

※1 なお、「実抜計画」「合実計画」については、下記※2に記載の「実抜計画」と「合実計画」の要件を全て満たしていることが必要です。

※2 「実抜計画」及び「合実計画」については、

「監督指針」および「金融検査マニュアル」において、それぞれ以下のように要件が定義されています。

■「実抜計画」：実現可能性の高い抜本的な経営再建計画

- ① 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。
 - 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。
 - 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。
 - 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。
- ② 「抜本的な」とは、概ね3年(注1)(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。

(注1) 中小企業を対象とした「実抜計画」の計画期間は、概ね5年

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」(平成20年11月7日 金融庁 報道発表)において、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われる措置として監督指針及び検査マニュアルが改定されています。

当該改定では、中小企業については、「概ね3年後に正常先」を「概ね5年(5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む)後に正常先(計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない)」に緩和されています。

■「合実計画」：合理的で実現可能性の高い経営改善計画

① 「計画期間」

経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること)であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

② 「計画期間終了後の債務者区分」

計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。

ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。

③ 「取引金融機関等の支援状況」

全ての取引金融機関等(被検査金融機関を含む)において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。

ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等(被検査金融機関を含む)が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。

④「金融機関等の支援内容」

金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

また、中小企業に関しては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」において、「合実計画」が策定されている場合には、これを「実抜計画」とみなしても差し支えないとの取扱いがなされております。

◆金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)【別冊〔中小企業融資編〕検証ポイント 5.(2)ホ】(9-54):「(答)1.・・・(中略)・・・、実務上の対応として、当面、計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合であっても、・・・(中略)・・・策定直後であっても合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とみなして差し支えない旨、検査官に対して指示しています。2.なお、計画の進捗状況を確認した結果、実績が計画を大幅に下回っており、今後も計画通り推移するとの見通しが立たない場合は、卒業基準を満たさないと判断することになります。」を勧案。

Q3、

協議会版「資本的借入金」の貸し手について
金融機関に限定されるのか？

(答)

協議会版「資本的借入金」は原則として、金融機関と債務者との間で双方合意のうえ締結されていることが必要となります。

ただし、協議会版「資本的借入金」は、窮境にある債務者企業に対して協議会が策定支援する再生計画における金融支援のひとつの手法として活用されるものですから、金融機関以外の債権者への適用が否定されるわけではありません。金融機関以外の債権者(例えば、再生ファンドやサービサー、大口の仕入先等)が協議会版「資本的借入金」を適用する場合も考えられます。

Q4、
適用金利の考え方について
事務コスト相当額とあるが？

(答)

金融庁のFAQの通り、金融機関や債務者の状況等に応じたコスト計算を行うことで算出することが原則ですが、簡便法として「経費率」を用いて事務コストを算出して差し支えないとされています。

協議会版「資本的借入金」は、協議会が策定支援する再生計画における金融支援のひとつの手法として位置づけられており、債務者企業における資金繰りの安定化の確保など、再生に向けて取引金融機関等による協調支援体制を構築することが必要となります。

適用金利の水準については、原則として、上記のような協調支援に資するような低金利に設定することが望まれます。

協議会制度を通じた私的整理手続においては、複数の金融機関等による支援体制を構築するに際して、適用金利水準に関する調整が必要な場合には、協議会から相応の金利水準で統一した弁済計画案を提示した上で、各金融機関等の意向を踏まえて適用金利水準を調整することが望まれます。

Q5、
計画要件について
協議会版「資本的借入金」の適用を盛り込んだ再生計画案について、『基本要領』6.(5)に規定された基準(いわゆる数値基準)を満たす必要はあるのか？

(答)

協議会版「資本的借入金」の適用を盛り込んだ再生計画案については、すべて『基本要領』に規定される数値基準を満たす必要があります。ただし、協議会版「資本的借入金」の商品ごとに計画要件が異なるため、いわゆる数値基準の内容が異なります。

『基本要領』に定める数値基準としては、①実質債務超過解消年限、②経常黒字化年限、③再生計画の終了時点(原則として債務超過解消年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率の3指標が設けられていますが、①の指標に関する取扱いが異なります。

なお、これまでの「協議会版資本的借入金」では、実質債務超過解消年限について、「3～5年内」を原則としつつも、必要に応じ、いわゆる数値基準の例外規定を適用していましたが、今般の協議会版「資本的借入金」の条件等の見直しに当たり、以下のとおり、再整理しています。

(1) 協議会版「資金的借入金」(15年・無担保型)

- ✓ 実質債務超過解消年限 : 3~5年以内
 - ✓ 再生計画終了時点(原則として債務超過解消年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率 : 概ね10倍以下
- 〔 なお、企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。 〕

『基本要領』に定める、いわゆる数値基準の本則が適用されます。数値基準の本則が適用された場合には、金融検査マニュアル等に定める「実抜計画」に相当することを想定しています。

(2) 協議会版「資金的借入金」(5年超・無担保型)、同(5年超・有担保型)

- ✓ 実質債務超過解消年限 : 概ね10年以内
- ✓ 再生計画終了時点(原則として債務超過解消年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率 : 概ね10倍以下

『基本要領』に定める、いわゆる数値基準の例外規定が適用されます。『基本要領』においては、債権放棄等を要請する内容を含まない再生計画案であって、再生計画案の内容が3つの数値基準のいずれかを満たさない場合であっても、数値基準の本則が適用される場合に準じて、再生計画の策定を支援することができる旨が定められています。

協議会制度では、従来、いわゆる「セーフハーバー・ルール」に則ったりスケジュール支援(実質債務超過解消年限10年内)を伴う案件については、『基本要領』に定める数値基準の例外が認められております。

今般、新設される協議会版「資金的借入金」(5年超・無担保型)、同(5年超・有担保型)については、いわゆる「セーフハーバー・ルール」と同様に、『基本要領』に定める数値基準の例外が適用されることとなります。

上記の基準を適用することにより、金融検査マニュアル等に定める「合実計画」(「実抜計画」)に相当することを想定しています。

Q6、

<5年超・有担保型>における「担保解除を行うことが事実上困難」な理由の考え方について

(答)

金融庁のFAQによれば、担保付借入金は、「法的破綻時の劣後性」が確保されていないため、基本的には「資本金借入金」とは認められませんが、例外的に「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に限り、一定の要件のもと、担保付借入金であっても、「資本金借入金」と見做すことが認められております。

金融庁のFAQでは、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合として、次のような事例が例示列举されています。

1) 担保付借入金において、担保からの回収可能性が認められる場合

- ✓ 既存の担保付借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする事例において、転換時の担保評価額で、一部でも担保からの回収を見込むことができるような場合
(転換時の「担保評価額」：FAQ 9-23 2. の場合)
- ✓ 特に、東日本大震災の被災地などでは、転換時の担保評価額では、担保からの回収を見込むことができない場合であっても、復興による担保の上昇見込み等を勧告すれば、将来、担保からの回収を一定程度見込むことができるような場合
(担保価値の合理的な上昇見込等による「合理的見込額」：FAQ 9-23 3. の場合)

2) 担保からの回収を見込むことができるような経営改善計画等が策定されている場合

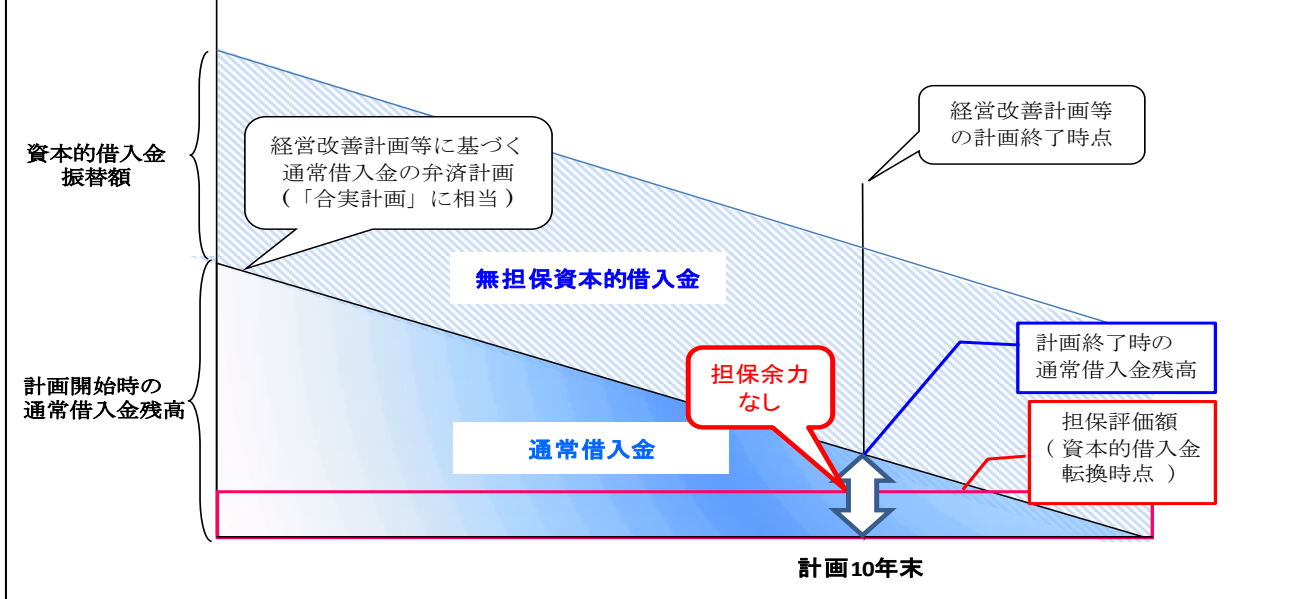
- ✓ 担保からの回収見込額を、「通常の借入金」に優先的に充当することにより、転換時の担保評価額では、その残額部分(「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、担保からの回収を見込むことができない場合であっても、経営改善計画等の進行に伴い、「通常の借入金」の返済が進んで、担保余力が生じることにより、その残額部分(「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、担保からの回収を見込むことができるような経営改善計画等が策定されている場合
(計画終了時点の「担保余力」相当額：FAQ 9-24 3. の場合)

Q5(答)(2)において記載したように、今般、新設される協議会版「資本的借入金」(5年超・無担保型)、同(5年超・有担保型)については、数値基準として実質債務超過解消年限10年内、再生計画終了時点(原則として債務超過解消年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率 概ね10倍以内と定められており、計画期間は10年内に設定することになります。

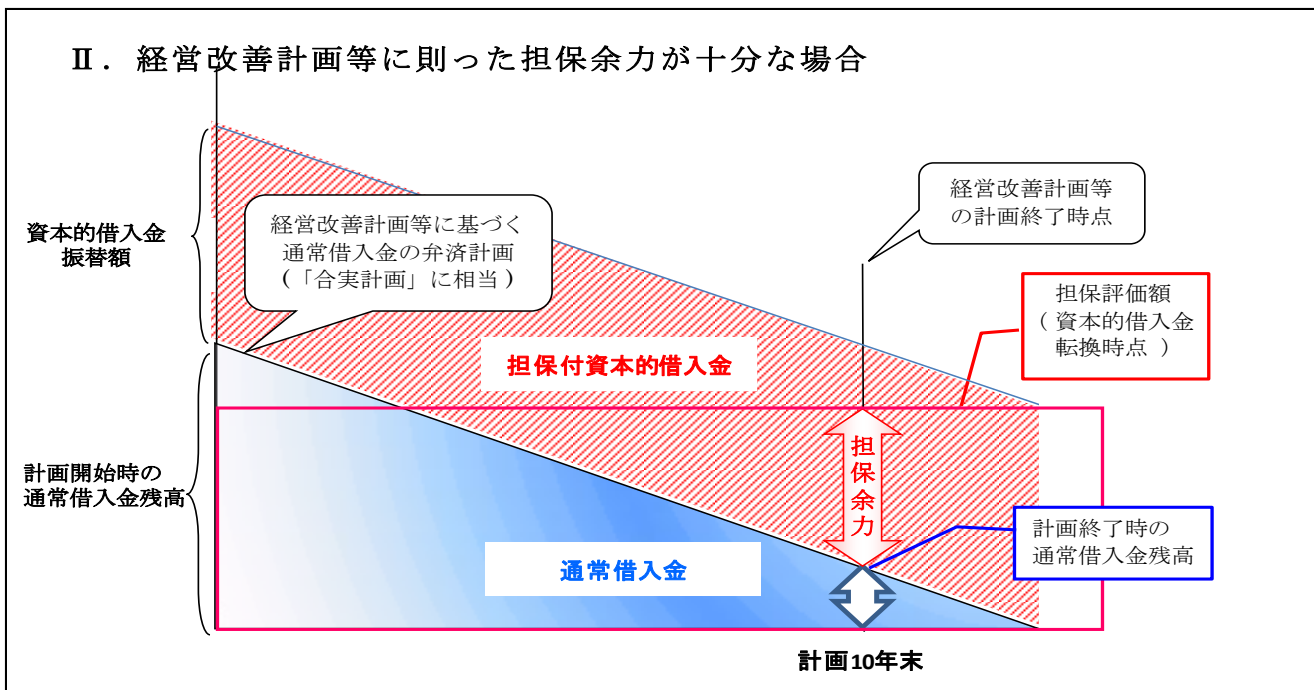
したがって、最長10年となる計画期間の終了時点において見込まれる「担保余力」に基づいて、担保付借入金における、その担保からの回収見込みを判断した上で、担保付資本的借入金に転換することになります。計画終了時点における「担保余力」とは、同時点における合理的な担保見込額から優先的に充当される通常借入金の残額を控除して算定されますが、計画終了時点において必ずしも担保付資本的借入金の全額に担保余力が及ぶことまで求めているものではありません。

計画終了時点に見込まれる「担保余力」が、担保付資本的借入金の全額にまで及んでいない場合であっても、同時点において不足する「担保余力」の解消が合理的に見込まれているのであれば、担保付借入金の全額に「担保余力」が及んでいるものと見做しても差し支えありません。

I. 経営改善計画等に則った担保余力が認められない場合



II. 経営改善計画等に則った担保余力が十分な場合

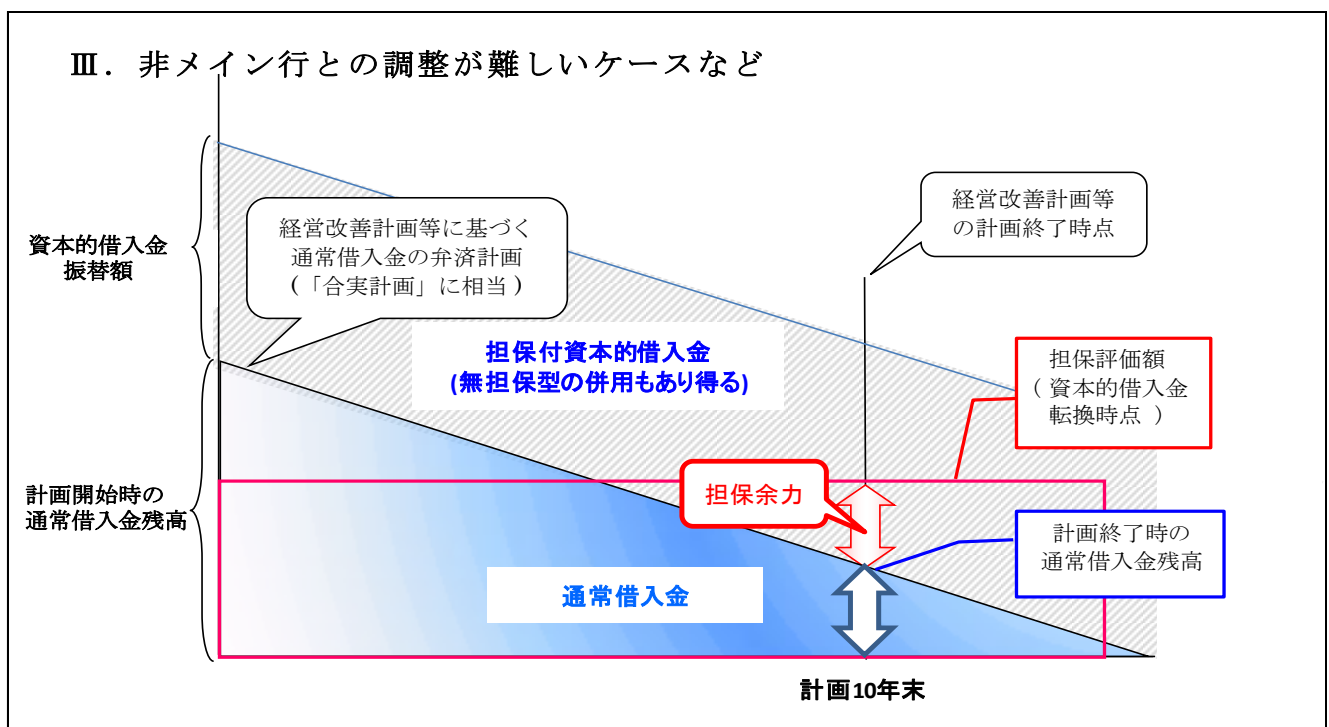


基本的には金融庁のFAQに則って担保付資本的借入金への転換を判断するものであり、これに基づいた典型的な2つのパターンを上記に図示しております。

しかし、例外的に個別案件に応じて、金融庁のFAQを踏まえ、各金融機関に下記のような調整をお願いすることも考えられます。

- ✓ 非メイン行との調整が難しい場合、担保余力に相当する部分を有担保型の資本的借入金に転換し、それを上回る部分を無担保型の資本的借入金に転換するという併用型が活用されるケース
- ✓ 債権放棄等の代替として活用する場合など、上記にかかわらず無担保型の資本的借入金のみが選択されるケース

協議会制度を通じた私的整理手続においては、複数の金融機関等による支援体制を構築するに際して、メイン行と非メイン行との支援内容に関する調整が必要な場合には、協議会版「資本的借入金」が幅広く活用されることが想定されます。

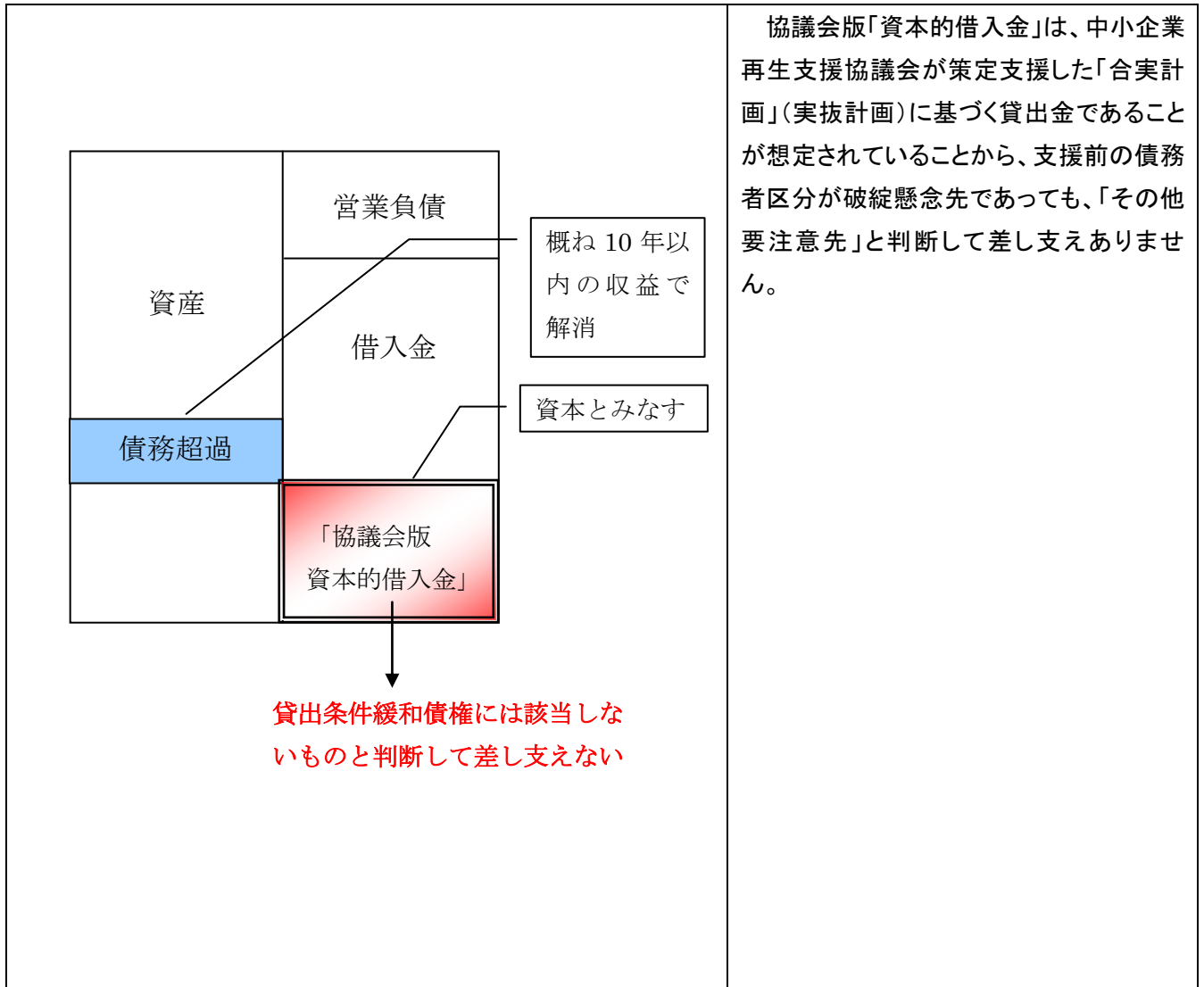


Q7、

協議会版「資本的借入金」を適用した場合の、「債務者区分」について

(答)

協議会版「資本的借入金」を適用した場合の、「債務者区分」は、下記の通りです。



Q8、

コベンツの考え方について

(答)

「債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること」および「金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与が出来る権利を有していること」が最低限求められます。協議会版「資本的借入金」の契約書の雛型にてサンプル提示しています。

再生計画の達成率や収益目標に関する条項は、資本的性質からなじみにくいため含まれていません。

Q9、

協議会版「資本的借入金」の適用が想定される具体的なケースについて

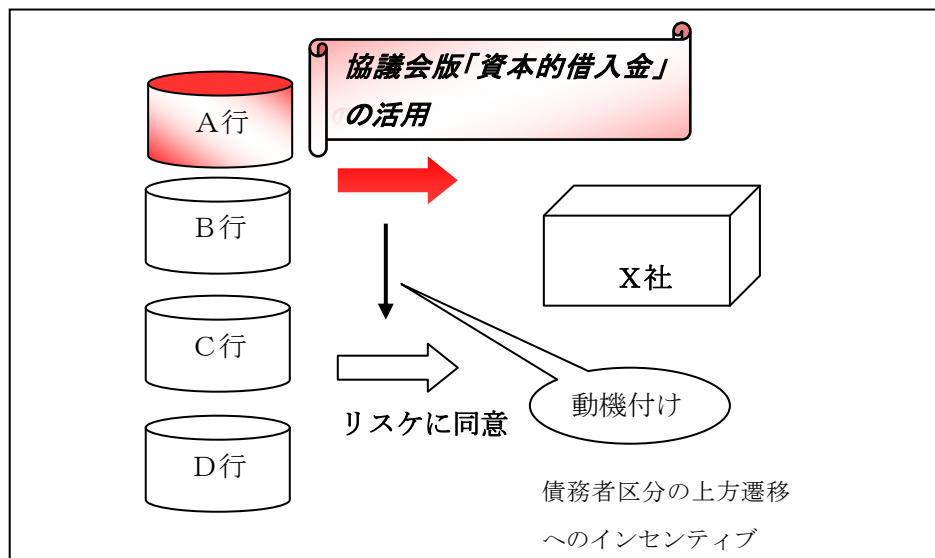
(答)

次の4つのケースなどが考えられますが、これ以外にも導入できるケースがあるかと思われます。

<ケース1>

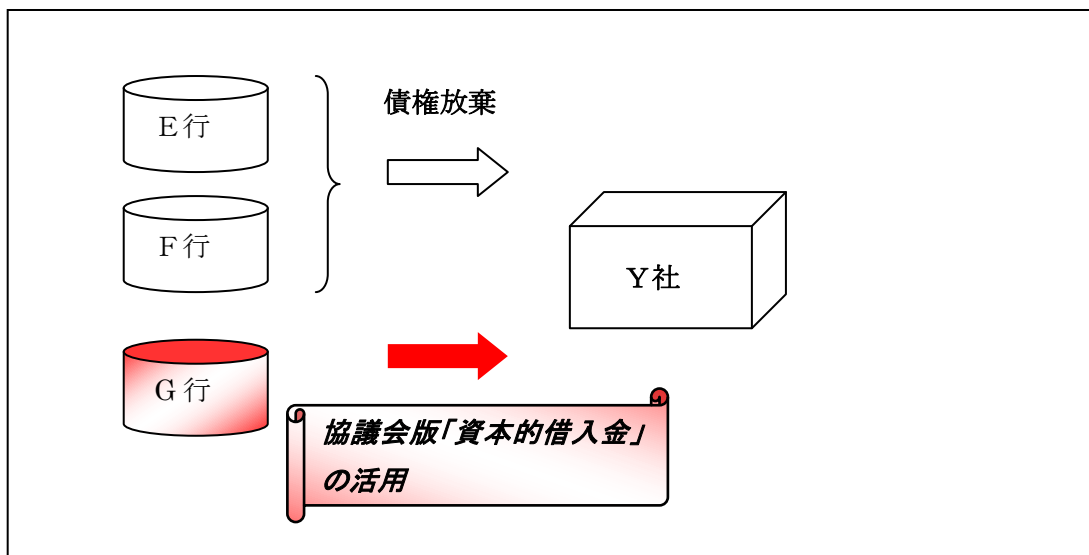
融資シェアが高い主力A行が、B以下の下位行のリスクを促すため、自行が協議会版「資本的借入金」を適用する。結果、B行以下全ての金融機関がリスクに同意する。

特に、主力行A行が担保フルカバーなどの場合に、担保付資本的借入金を導入するケースなどが典型的な事例に相当します。



<ケース2>

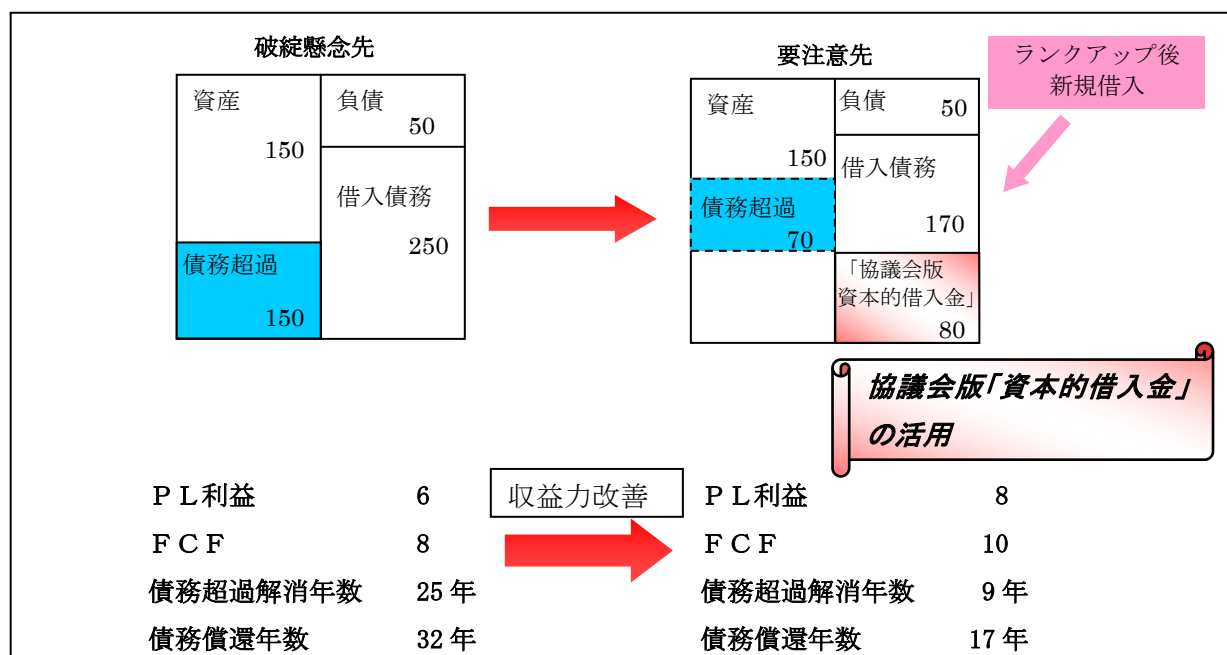
債権放棄を含む金融支援を実施するため、融資シェアが低く財務的基盤の脆弱なG行が債権放棄に代わって協議会版「資本的借入金」を活用する。



<ケース3>

破綻懸念先企業であっても、経営改善の見込みがある先については、協議会版「資本的借入金」を活用して再生支援を行い、必要な資金を融資する。

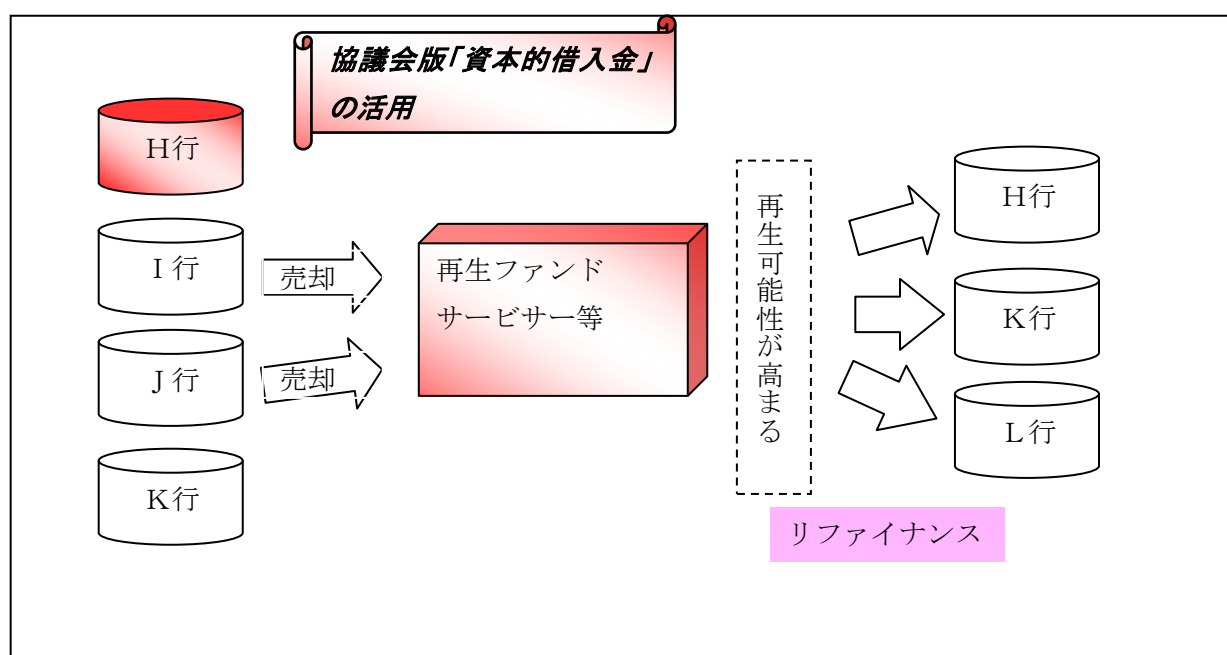
新規融資部分に対する貸倒引当金については、ランクアップ後の引当率を適用することができます。



<ケース4>

メイン以外の大手金融機関等が再生ファンドやサービサー等に債権を売却、メイン金融機関及び場合によっては債権を買取った再生ファンド・サービサー等が協議会版「資本的借入金」を活用してランクアップさせ、再生ファンド等の出口までの間の資金調達を容易化。

その後、再生の可能性が高まった状況になって、再生ファンド等の債権を、H行等でリファイナンス。



Q10、

協議会版「資本的借入金」における個人保証の取扱いの考え方について

(答)

協議会版「資本的借入金」は、協議会が策定支援する再生計画における金融支援のひとつの手法として活用されるものであり、個人保証の取扱いについても、再生計画とセットで解決することが一般的です。

そして、債務者企業が抜本的な再生計画を策定する場合には、経営者責任の明確化の観点や保証責任の履行として、私財提供を行うことが一般的であり、保証人が余剰資産を有していることはまず想定されません。

したがって、協議会版「資本的借入金」を活用する場合、通常は個人保証の継続を認める必要は考えられず、従前の協議会版「資本的借入金」と同様に、無保証が原則であると考えられます。かかる観点から、＜15年・無担保型＞については無保証が条件とされています。

もっとも、例えば、債務者企業の経営者以外の事業者が保証人となっている場合や保証人が相続問題などを抱えている場合など、債務者企業の再生計画策定の時点において保証人に保証責任の履行を求めることが困難なときには、例外的に＜5年超・無担保型＞＜5年超・有担保型＞については、保証付の協議会版「資本的借入金」も許容されます。この場合には、当該保証人から保証履行時に求償権が原契約の内容(償還期間、金利、劣後性)を引き継ぐことについて事前に承諾を得る必要があります。

Q11

協議会版「資本的借入金」における信用保証協会の保証の取扱いについて

(答)

信用保証協会が保証している貸付債権について、信用保証協会の保証付で協議会版「資本的借入金」を活用することは認められていません。なお、信用保証協会による代位弁済後、同協会の求償権について協議会版「資本的借入金」を活用することは従前どおり可能です。

以 上

【お問い合わせ先】

中小企業再生支援全国本部

電話 : 03-5470-1477

FAX : 03-5470-1478

Eメール : zenkokuhonbu@smr.j.go.jp